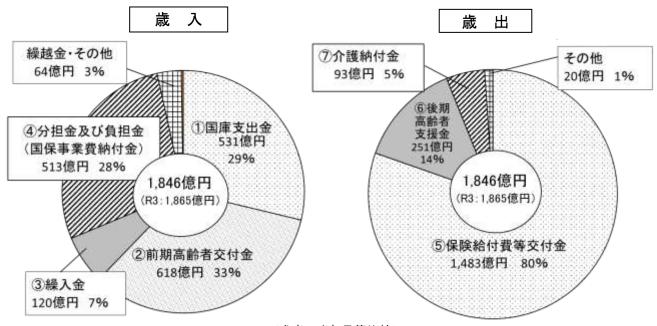
# 令和 4 年度長野県国民健康保険特別会計予算案 <国民健康保険特別会計の概要>

健康増進課 国民健康保険室

# ≪令和4年度歳入歳出予算の構成≫



### ②前期高齢者交付金

65 歳以上の被保険者加入割合に応じ 交付される交付金

#### ④国保事業費納付金の種類

医療給付費分・後期高齢者支援金分 • 介護納付金分

# ⑤保険給付費等交付金の種類

【普通交付金】

市町村の保険給付費を全額交付

#### 【特別交付金】

市町村の個別の事情に着目して交付

く参考	:	当初予算比較>
-----	---	---------

(3.1.10.13)										
歳入	金額(	(億円)	前年比	歳出	金額(億円)		前年比			
	R3	R4			R3	R4	削中以			
①国庫支出金	523	531	101.5%	⑤保険給付費 等交付金	1,501	1, 483	98.8%			
②前期高齢者 交付金	664	618	93.0%	⑥後期高齢者 支援金等	257	251	97.3%			
③繰入金	117	120	102. 5%	⑦介護納付金	93	93	99.1%			
④納付金	514	513	99. 9%	その他	14	20	142.7%			
繰越金	43	59	138. 1%	-	1	1	1			
その他	4	5	109.4%	=	-	-	=			
合 計	1,865	1, 846	99.0%	合 計	1, 865	1, 846	99.0%			

# ≪特別会計設置の目的≫

都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の 額の決定や、保険給付に必要な費用を市町村に対して支払うことにより、国保財政の収入 と支出を管理するために特別会計を設置する。

※ 国民健康保険法第10条に基づく設置

#### 国民健康保険特別会計のイメージ 0

